

令和7年9月16日

町田市長
石阪 丈一 殿

東京都立町田の丘学園 PTA
統括会長 大町 真基子

要望書

1.卒業後の進路先の拡充・送迎

①生活介護事業所の拡充

【現状】

生活介護事業所の定員超過が依然として大きな課題です。本校の多くの生徒が進路先として生活介護事業所を希望しています。2024年度は8月末に新規開設が3か所あるものの、閉所した施設もあり、受け入れ枠の減少などあることから2か所の事業所へ通っている生徒もおります。新規開所を試みても、様々な制約で開所に至らない施設等もあり、今後の進路選定に懸念があります。

また、重度障がいや医療的ケアを必要とする方々が卒業後の進路先を選択する際、安心して生活介護事業所を選べる環境が整っていないため、適切な支援を受けられる施設の確保が急務です。

町田市障がい者プラン21-26の重点施策6に基づき、事業所への支援施策の検討を更に進めてください。

【要望】

- ・ 生活介護事業所の新設や既存施設の拡充を進め、定員超過問題を解消するための施策。
- ・ 生活介護事業所の受け入れ枠を増加する補助金や支援金の充実、事業者が積極的に受け入れを拡大できるような環境整備。

これらの施策を通じて、生活介護事業所の拡充をお願いいたします。

②通所事業所の送迎について

【現状】

重度障がいや医療的ケアを必要とする方々が卒業後の進路先を選択する際、安心して生活介護事業所を選べる環境が整っていないため、適切な支援を受けられる施設の確保が急務です。また、通所にあたっての送迎サービスの不足も課題です。公共交通機関が利用しづらい障がい者にとっては、送迎の有無は通所の可否を大きく左右します。重度障がい者送迎加算により通所事業所の送迎環境は改善されましたが、すべての希望者が乗車できる状況には至っていません。そのため希望する事業所での就労を断念するケースがあります。また、事業所の車両不足、車両維持費の高騰、送迎のための人員不足、人件費も運営費を圧迫している状況です。

また、卒業後は帰宅時間が早まり親の働き方や収入に影響が出ることや、通所への補助金があっても自己負担が多いことが懸念されます。

【要望】

- ・ 障がい者が必要な支援を受け、自分の能力を最大限に活かせる環境を整備するため、東京都への送迎サービスの拡充への働きかけを継続するとともに、町田市独自の助成の検討を、今一度お願いいたします。
- ・ 送迎サービスに対する補助金の増額を検討し、自己負担額の軽減を図ることで家庭の経済的負担を減らせるようにしてください。
- ・ 重度障がい者が安心して通所事業所を利用できるよう送迎に関するサポート体制の強化をお願いいたします。

これらの施策を通じて、利用希望者が全員通所事業所の送迎サービスを利用できるよう拡充をお願いいたします。

2.障がい者支援施設およびグループホームの改善

【現状】

障がい者の親にとって、「老障介護」や「親なき後」、「80-50 問題」の課題は非常に切実です。親の高齢化や死去により、支援や介護ができなくなったときに備える施設不足が、令和 7 年 6 月 3 日の参議院厚生労働委員会で指摘されています。特に重度障がい者や肢体不自由者の生活を地域で支援するためには、専門的な支援が受けられる施設の増設が急務です。

厚労省の検討会では、入所施設を一時的な利用が可能な場にすべきという提言もあり、地域生活の安定化に向けた人材確保の必要性も示されています。重度障がい者や肢体不自由者向けグループホームの不足は更に深刻で、「80 を過ぎた親が子供のケアを担う」といった親自身の健康と引き換えにするという緊急度が高いケースもある状況での受け皿が求められています。親なき後の子どもの将来を悲観して、我が子を手にかけるといった事件も後を絶ちません。

【要望】

- ・ 各地域でのグループホームや支援施設の増設、特に重度障がい者や肢体不自由者が利用可能となるグループホームの充実を希望します。
- ・ 厚生労働省が実施する「入所施設」待機者状況の調査結果に基づき、実態把握をするとともに、待機者の定義にばらつきがないようにしてください。また、在宅生活を支える人員確保等、社会資源の充実をお願いいたします。

3.実態に即した日常生活用具の助成

【現状】

子どもの排泄支援に関する助成制度では、「紙おむつ助成」または「住宅改修助成」の二択であることや、助成の不均衡性が問題となっています。トイレでの排泄を一部でも実現することは、子どもの尊厳保持や生活の質の向上につながりますが、障がい児にとっての自立排泄は、長期間を要します。意思表示が難しい児も多いため、紙おむつをすぐに不要とできない場合も多くあります。

また、肢体不自由児は、座位保持便座の使用や住宅改修などの環境整備が不可欠ですが、住宅改修助成を受けると、紙おむつの助成が打ち切られるケースがあります。日常生活で紙おむつが不可欠な知的障がいのある子どもは、手帳の種類や診断名によって助成を受けられないケースも見受けられますが、子どもの成長に伴い、紙おむつのサイズも大きくなり、高額になるため、親の経済的負担が心理的負担に繋がりがねません。

【要望】

- ・ 紙おむつ使用者でもトイレ改修関連の助成を受けられるようにし、助成の併用を可能にしてください。
- ・ 手帳の種類や等級に関わらず、必要な子どもが等しく助成を受けられるよう、実態に応じた柔軟な判定をお願いいたします。
- ・ 近年の物価高を踏まえ、助成金額の見直しや追加支援を検討し、家庭の経済的負担を軽減する対策をお願いいたします。

4. 障がい児・者の医療機関および成人移行期医療について

【現状】

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化された後も、町田市における障がい児・者の医療環境には依然として課題が多く存在しています。医療機関における「合理的配慮」の重要性が十分に浸透しているとはいえ、障がい児・者およびその家族が安心して受診できる体制が整っていません。特に緊急時には、障がい特性に理解のある医療機関を探すのには時間がかかり、結果的に受診を断られることもあります。医療と障がい福祉の連携に関する相談窓口も不明確で支援につながりにくい現状があります。

さらに成人への移行期には小児科での受診が困難になり、成人の受け入れ可能な医療機関を探すことに苦労しています。また、町田市内には児童精神科が少ないため、多くの方が市外（都外）の医療機関に頼っています。市外（都外）の医療機関で受診した際の医療費助成制度の手続きも、先払いをした後、障害福祉課や市内の障がい者支援センター、各市民センターなどへ出向き申請しなくてはならず、保護者の負担となっています。

【要望】

- ・ 町田市医師会と連携し、「合理的配慮」の周知と医療機関への啓発活動の他、ポスターやパンフレット等でさらに周知をしてください。
- ・ 令和12年に開設が予定されている「（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設」内に医療コンシェルジュを置くなどの連携窓口を設置し、障がい児・者が速やかに適切な医療へアクセスできるような体制を整えてください。また、切れ目のない子育て支援を受けられるように18歳以降の相談等を受け付ける部署を設置してください。
- ・ 都外の医療機関受診後に生ずる申請手続きをオンライン化するなど、簡素化するシステムの構築をお願いいたします。

5. 医療費助成の所得制限撤廃

【現状】

心身障害者（児）の医療費助成（マル障）は、18 歳から 20 歳までの間、被保険者の所得によって助成対象が制限されているため、一定所得を超える家庭では助成が受けられない場合があります。これにより、福祉サービスも自己負担額が増え、昨今の物価高の影響もあり、家庭の経済的負担が大きくなっています。

また、リハビリテーションは成長期の身体機能やコミュニケーション能力の維持・向上に不可欠ですが、多頻度のリハビリを継続することが経済的に困難な家庭も多くあります。障害が重いケースほど、通院に伴う親の負担も大きく、所得制限により金銭的負担が増すことで通院継続が難しくなるケースが増加しています。

【要望】

- ・ 医療費助成（マル障）の所得制限を撤廃し、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）などのリハビリに対する経済的負担を軽減し、継続的な通院支援の強化、18 歳から 20 歳までの障がい者（児）が公平に助成を受けられるようにしてください。
- ・ 所得制限による医療・リハビリ等の利用制限が生じないよう、引き続き、東京都の担当部署に要望をしてください。

6. だれもが安心できる避難生活システムの確立

【現状】

災害時における障がい児・者の安全・安心を確保するための避難生活支援体制は依然として十分とは言えません。防災用品の準備は共通で必要な物資のほか、障がいの特性に応じた多様な物資が必要であり、それらを揃える経済的負担は家庭にとって大きな問題です。

また、医療ケアが必要な児・者には専門的な物品が必要であり、さらなる負担が予想されます。近年の物価高騰により、日常生活を維持するだけでも困難な家庭が多く、防災用品にまで予算を割く余裕がない実態があります。町田市では自主防災組織や木造住宅密集地への防災補助は実施されていますが、障がい児・者への対象拡大はされていません。

【要望】

- ・ 障がい児・者の家庭向けに災害時の防災用品購入補助費を創設し、経済的負担を軽減してください。
- ・ 自主防災組織等への補助制度の対象を障がい児・者家庭にも広げてください。
- ・ 他自治体の補助制度事例を参考に、実効性のある支援策を整備してください。

他自治体例

：東京都国立市

2 度以上の身体障害者手帳、2 度以上の愛の手帳、または 1 級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、家具転倒防止器具等取り付け事業

：東京都港区

65 歳の高齢者や障害者のみで構成されている世帯に対し、家庭用防災用品あっせんの実施

：三重県大紀町

身体障害者手帳 3 級以上、療育手帳 A、または精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の所持者、及び難病患者に対し、上限 15,000 円までの防災用品や家具転倒防止器具購入の補助金

7.緊急一時保護事業の体制強化と短期入所事業の拡充

【現状】

重症心身障がい児・者等、在宅レスパイト事業サービスにより、支援を必要とする家族にとって大きな前進となりました。しかし、利用回数や利用時間に対して不十分を感じる部分もあります。さらに短期入所に関しては医療ケア・重症心身障がい児・者を受け入れる施設が依然として不足しており、やむを得ず遠方の施設を利用することもあります、移動が大きな負担となり、利用の目的を果たせないこともあります。

また、週末や急な予約は取りづらく、施設によっては1年以上の待機が必要なケースがあるなど、希望通りに利用できないという事が常態化しています。そのため、緊急一時保護事業の要件見直しや体制強化が必要であり、保護者が円滑に利用できるサポート体制の構築と、支援に差がでないような障がい者支援センター間の情報格差の解消が必要です。

【要望】

- ・ 医療ケア・重症心身障がい児・者が地域差なく利用できる施設を増設し、利用回数や利用時間制限を緩和してください。
- ・ 緊急一時保護事業の対象者要件の見直しと体制強化により、緊急時に円滑にサポートできるシステムを構築してください。
- ・ 毎月開催される障がい者支援センター連絡会にて、センター間の情報共有を促進し、情報格差を解消するための支援を続けてください。
- ・ 昨年度の町田市からの回答には「2023年度に1件新規開設」とありましたが、今後とも、新規・既存の事業所に短期入所の勧奨をお願いいたします。

8.卒業後の余暇活動支援

【現状】

町田市内において、障がい者が利用できる余暇活動の場は、グループホームやショートステイなど一定の選択肢があります。しかし、平日の通所施設退所後に余暇を過ごせるサービス（放課後等デイサービスに相当する制度）は存在しておりません。一部の事業所や民間団体が余暇活動の機会を提供していますが、利用条件や費用負担、新規利用が困難などの理由により、継続利用をすることが難しい状況です。

また、外出を伴う余暇活動において必要となる移動支援や行動援護についても、ヘルパーの人員不足などにより、支援を受けられない現状があり、特に強度行動障がいや、肢体不自由、重度心身障がいのある方々は、ケースによって専門的知識が求められる為、利用が極めて困難です。これらの課題は、障がいのある本人だけでなく、家族の生活や精神的負担にも大きく影響しています。

【要望】

- ・ 放課後等デイサービスに相当するような、平日の退所後に利用できる余暇活動の場を、新たな制度（サービス）として利用しやすい形で設けてください。
- ・ 強度行動障がいや肢体不自由、重度心身障がい者が、安心して利用できる移動支援体制の強化を行ってください。
- ・ 「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）」の障がい福祉人材の確保にむけ、具体的な取組例を挙げてください。
- ・ 利用困難実態の把握にむけ、障がい者や家族の声、関係各所の声を聞き、ニーズの把握と施策反映をお願いいたします。

9.相談支援事業所の拡充・確保

【現状】

町田市内では相談支援事業所の設置数が増加し、その必要性も広く認識されています。学齢期の児童・生徒を対象とした事業所も増加はしているものの未だ全員が利用することができず、成人の障がい者も含め、新規受付が難しい状況です。令和7年度には、相談支援事業所が突然の閉鎖をし、利用者が数か月間知らされていなく、「受け入れ可能な新規事業所が見つからない」と困り果てるケースもありました。

また、セルフプランでは適切な福祉サービスを利用するのに限界があり、支援自体を知る機会がないことや必要な支援を受けられない状況が多く発生しています。さらに、子どもの状態や家庭の事情により、サービス支給上限日数を規定以上に増やす（例外的支給）場合は、相談支援員からの申請がないと受理されないという現状があります。

【要望】

- ・ 誰もが必要な時に希望する支援を受けられるよう、相談支援事業所の数を増やし、情報差のない支援を提供できる体制の確保をお願いいたします。
- ・ 地域ごとに必要な数の相談支援員を地域支援センターへ配属、支援員の確保をお願いいたします。
- ・ セルフプランでも平等にサービスを受けられるシステムを構築し、障がい福祉課や地域障がい者支援センターでも、サービス提供の基準やプロセスを明示してください。

10. 市内福祉施設へ防犯カメラ設置義務化と設置補助金の検討

【現状】

障がい児・者への虐待件数は増加傾向にあり、令和6年9月の厚労省発表データでも事業所数・被虐待障がい者数ともに前年度比増加しています。令和6年度には、町田市内放課後等デイサービスでも、防犯カメラの映像によって虐待として認定された事例が確認された一方、防犯カメラがなかった為に、事実上被害を立証できず泣き寝入りをしたという家庭もあります。自身に起きた状況等を周囲へ説明することや、判断が難しい障害児・者に対する明らかな身体的・心理的虐待が「支援の行き過ぎ」や「業務の一環」と判断され、通報が行われないケース也多発しています。

プライバシーへの配慮も必要ですが、虐待防止には抑止力としての防犯カメラ設置が有効であり、防犯カメラ設置がないことで虐待の発見が遅れ、利用者と事業所職員、双方の安全確保が十分には行われません。

【要望】

- ・ 市内の福祉事業所に対し、防犯カメラ設置の義務付けと防犯カメラ設置補助金を交付し、迅速な設置促進を図ってください。プライバシー保護に配慮しながら、虐待抑止および有事の際の証拠保全に有効な仕組みを整備してください。
- ・ 障がい児・者に対する虐待疑いがある場合は「児童福祉法・障害者虐待防止法」に基づく通報義務を福祉事業所が確実に果たせるような指導・ガイドラインの整備をするとともに、町田市に6月に新設された児童相談所とも連携を強化し、障がい児の虐待が通報対象から除外をされることのない、すべての子どもが安全と尊厳を守られるような体制作りの強化をお願いいたします。
- ・ 傷害・暴行等に該当する可能性のある事案については、障がい福祉課や事業所だけの判断にとどまらず、原則的に警察への通報をして判断を仰ぐようにしてください。

この要望書に書かれている対策を講じていただくことで、障がい児・者やその家族が地域で安心して生活し、充実した暮らしを享受できる環境を整えることができます。

市長をはじめ関係者各位のご理解と、ご協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。